

第3章

「杜の都環境プラン」の 推進のための取り組み

〔1〕 開発事業等に対する環境面
からの調整システムの運用

〔2〕 仙台市役所の取り組み

〔3〕 環境保全のための組織

第3章「杜の都環境プラン」の推進のための取り組み

1 開発事業等に対する環境面からの調整システムの運用

1 環境影響評価(環境アセスメント)制度の推進

開発事業者が自ら環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境への影響をできるだけ回避・低減した事業の展開を促していく仕組みを環境影響評価制度といいます。

本市では、平成10年8月の仙台市環境審議会からの答申を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月12日から施行しました。また、同日から「環境影響評価法」及び「宮城県環境影響評価条例」も施行されました。本市の条例の特徴としては、対象事業の範囲の拡大を図ったこと、事業計画の早期段階において自然環境等に関する事前調査を求めたこと、工事中、供用後の事後調査の手続を徹底したことが挙げられます。

また、この条例の施行に際して、平成11年3月に実施細目として「仙台市環境影響評価条例施行規則」を制定しました。さらに同年の4月には環境影響評価に関する技術的事項や一般的留意事項を示した「仙台市環境影響評価技術指針」を整備するとともに、11月にはこの技術指針の詳細な解説を行った「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」を作成・頒布するなど、条例の適切な運用を図るための周辺整備を進めました。

平成25年3月には施行規則を改正し、風力発電所の設置又は変更の事業を本市条例の対象事業に追加するとともに、平成27年12月には太陽光発電所、火力発電所、地熱発電所、水力発電所の設置又は変更の事業についても追加しました(平成28年5月施行)。

また、仙台港周辺で石炭火力発電所の建設計画が相次いだことを踏まえ、平成29年5月には、条例施行規則を改正し、石炭火力発電所については、規模を問わずすべてを環境影響評価の手続の対象とするとともに、同年12月には、市内への立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定しました。

平成31年1月には、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」について、これまでの事例の積み重ねや制度改正の内容を反映するため、全面改正しました。

令和2年12月には、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定し、都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正しました。また、太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件の見直しを行い、併せて「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定しました(令和3年4月施行)。

なお、条例施行後の制度の運用状況は次のとおりです。

図3-101 環境影響評価の手続の流れ

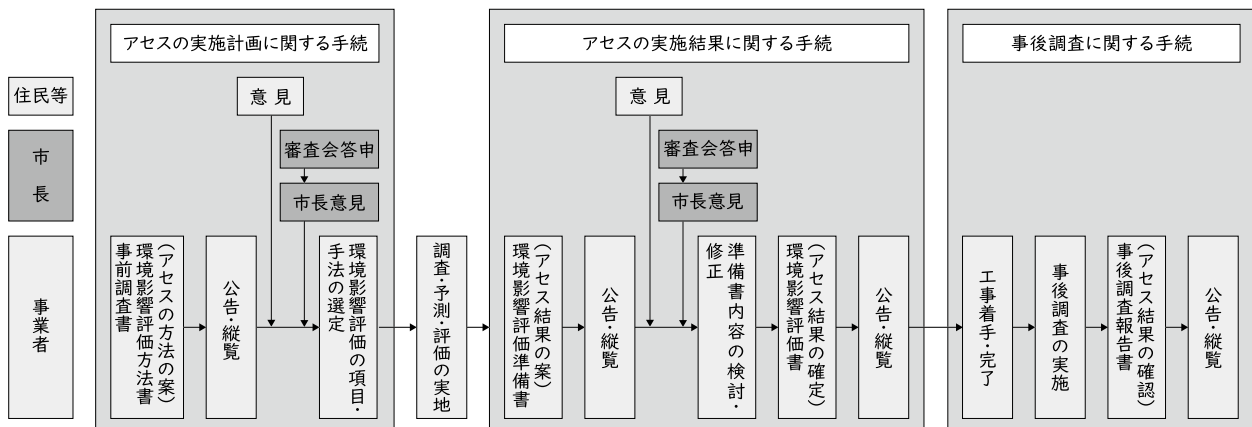


表3-101 環境影響評価条例施行後の運用状況(令和5年3月31日現在)

該当法令	事業の名称	手続段階
環境影響評価法	仙台市高速鉄道東西線建設事業	R元.6 全手続終了
	新仙台火力発電所リブレース計画	事後調査手続中
	(仮称)太白CC太陽光発電事業	R4.12 方法書手続終了
	(仮称)菅生太陽光発電事業	R4.7 配慮書手続終了
仙台市環境影響評価条例	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設事業	H14.8 全手続終了
	NTTドコモ東北ビル建築工事	H17.11 全手続終了
	都市計画道路川内旗立線整備事業	事後調査手続中
	主要地方道仙台南環状線整備事業	H17.10 評価書手続終了
	仙台市茂庭土地区画整理事業	R3.9 全手続終了
	東北大学青葉山新キャンパス整備事業	R2.5 全手続終了
	仙台一番町プロジェクト	H24.8 全手続終了
	仙台市荒井東土地区画整理事業	H30.4 全手続終了
	仙台市新墓園建設事業(第2期)	事後調査手続中
	市立病院移転新築事業	H28.11 全手続終了
	仙台市富沢駅西土地区画整理事業	R3.9 全手続終了
	仙台駅東口開発計画	事後調査手続中
	仙台市荒井南土地区画整理事業	H29.5 全手続終了
	仙台市荒井西土地区画整理事業	H31.3 全手続終了
	仙台東部復興道路整備事業	事後調査手続中
	仙台医療センター建替等整備計画	R5.1 全手続終了
	ヨドバシ仙台第1ビル計画	H28.11 評価書手続終了
	(仮称)泉パークタウン第6住区開発計画	事後調査手続中
	仙台貨物ターミナル駅移転計画	H29.11 評価書手続終了
	プロロジスパーク仙台泉2プロジェクト	H29.1 規模縮小による廃止届出
	雨宮キャンパス跡地利用計画	H30.2 評価書手続終了
	仙台港バイオマスパワー発電所建設計画	R2.3 評価書手続終了
	杜の都バイオマス発電事業	R2.7 評価書手続終了
	東北学院大学五橋キャンパス整備計画	事後調査手続中
	仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業	R2.7 評価書手続終了
	仙台市愛子土地区画整理事業	R3.7 評価書手続終了
	宮城丸森幹線新設事業	R4.4 評価書手続終了
	鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業	R3.8 評価書手続終了
	(仮称)仙台芋沢太陽光発電事業	R2.1 方法書手続終了
	仙台市役所本庁舎建替事業	R3.1 方法書手続終了
	(仮称)ニトリ仙台DC新築工事	評価書手続中

2 仙台市環境調整システムの実施

「仙台市環境調整システム」とは、本市が実施する土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、立地調整(用地選定)といった計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について十分に検討・調整することで、事業の実施に係る環境への配慮を徹底しようとする仕組みであり、本手続等を定めた「仙台市環境調整システム実施要綱」や環境配慮の拠り所となる「環境配慮指針」等の整備を行い、平成12年10月1日から施行しています。

環境調整システムの対象事業については、「仙台市環境影響評価条例」の対象事業種を基本とするとともに、本条例の規模要件よりも引き下げ、より小規模な事業についても対象としています。また、本手続は、2段階となっており、第1段階は、構想段階において、環境配慮指針に基づき、現況の調査を踏まえながら、環境に十分配慮した立地又はルートを選定を促しています。第2段階は、計画段階において、工事中や供用後も含めて環境に配慮した事業の実施計画の策定や設計を促しています。

なお、令和4年度に構想段階の手続を実施した対象事業の計画と主な環境配慮方針は、次のとおりです。

表3-102 環境調整システム運用状況(令和4年度)

対象事業名	計画の概要	主な配慮方針
(仮称)国際センター駅 北地区複合施設整備事業	建築物等の建設 延べ面積： 32,000m ² 程度	健全な水循環を確保するため、雨水の流出抑制と地下水の涵養に配慮 ・生物多様性保全に配慮し、青葉山や広瀬川との連続性を考慮した緑地の配置等により、緑のネットワーク形成に配慮